



訪問購入心得

一、いきなり訪問してきた購入業者には対応しない

- 訪問前に電話などで訪問の了承を得ずに勧誘することは禁止されています

一、事前に買取を承諾した物品以外売らない

- 消費者が勧誘を受け入れた物品以外の物品について勧説をすることは禁止されています
- 承諾した物品を売却する際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフについて記載された書面の交付を求めてください

一、売却後、8日間は物品を引き渡さない

- 訪問購入はクーリング・オフができます
- 消費者は、法律で定められた契約書面交付から8日間は物品の引渡しを拒むことができます

一、物品をむやみに見せない、触らせない

お困りの際は

「さくら市消費生活センター」へお電話を！

☎028-681-2575(平日9~12時、13~16時)

